



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 教育委員会規則
 - *12 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - *897 和歌山県スポーツ賞表彰規程(令和6年和歌山県告示第316号)の一部改正(スポーツ課)..... 2
 - 898 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 2
 - 899 保安林予定森林 (")..... 3
 - 900 保安林の指定 (")..... 3
 - 901 " (")..... 3
 - 902 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 4
- 公安委員会告示
 - 45 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 4

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月1日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則(平成20年和歌山県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義等) 第2条 略 2～4 略 5 この規則において、「利害関係者」とは、教育長又は教職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。ただし、教育長若しくは教職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は教育長若しくは教職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。 (1)・(2) 略 (3) 立入検査又は監査(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行われるものに限る。)をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等及び特定個人 (4)～(8) 略 6・7 略	(定義等) 第2条 略 2～4 略 5 この規則において、「利害関係者」とは、教育長又は教職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。ただし、教育長若しくは教職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は教育長若しくは教職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。 (1)・(2) 略 (3) 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行われるものに限る。)をする事務 当該立入検査、監査又は監察を受ける事業者等及び特定個人 (4)～(8) 略 6・7 略

別表(第7条関係)
略
公益社団法人和歌山県スポーツ協会

別表(第7条関係)
略
公益社団法人和歌山県体育協会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第897号

和歌山県スポーツ賞表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県スポーツ賞表彰規程(令和6年和歌山県告示第316号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(表彰の種類) 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>(3) スポーツ優秀選手賞</u> 2・3 略</p> <p><u>4 スポーツ優秀選手賞は、国際的なスポーツ大会又は全国的規模のスポーツ大会に出場して、優秀な成績を挙げ、スポーツ優秀選手賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。</u></p> <p>(追彰) 第5条 第2条第2項から第4項までに該当する個人又は団体を構成する者が死亡したときは追彰することができる。</p>	<p>(表彰の種類) 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>スポーツ優秀指導者賞</u> (4) <u>スポーツ顕賞</u> (5) <u>スポーツ賞</u> (6) <u>スポーツ奨励賞</u></p> <p>2・3 略 4 <u>スポーツ優秀指導者賞は、優秀なスポーツ選手の育成に尽力し、スポーツの振興に貢献したと認められる個人に対して授与する。</u> 5 <u>スポーツ顕賞は、国際的なスポーツ大会に出場して、優秀な成績を挙げ、スポーツ顕賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。</u> 6 <u>スポーツ賞は、全国的規模のスポーツ大会に出場して、特に優秀な成績を挙げ、スポーツ賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。</u> 7 <u>スポーツ奨励賞は、全国的規模のスポーツ大会に出場して、優秀な成績を挙げ、スポーツ奨励賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。</u></p> <p>(追彰) 第5条 第2条第2項から第7項までに該当する個人又は団体を構成する者が死亡したときは追彰することができる。</p>

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

和歌山県告示第898号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年10月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市和田字藤谷596の2、597の8、597の11、597の14、597の16、平瀬字羽広1316の4から1316の13まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第899号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年10月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡由良町大字網代字野原161（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第900号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年10月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 田辺市向山字大碓876の5、877の6
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第901号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年10月1日

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町南平字東峯417
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第902号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年10月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

寺垣内5地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	紀の川市		桃山町黒川	西谷	398番1	
2号	〃		〃	〃	402番1	
3号	〃		〃	岡ノ坂	451番	
4号	〃		〃	〃	1656番1	
5号	〃		〃	〃	1656番2	
6号	〃		〃	〃	448番	
7号	〃		〃	〃	448番地先	道路敷
8号	〃		〃	西谷	1641番地先	道路敷
9号	〃		〃	〃	400番	
10号	〃		〃	〃	396番2	
11号	〃		〃	〃	〃	
12号	〃		〃	前川	395番	

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第45号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和6年10月1日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和6年11月18日（月）から同月22日（金）まで	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和6年10月21日（月）から同月28日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの） 1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）